

河 賑 審 第 2 号

令和 8 年 1 月 29 日

大阪府知事職務代理者

大阪府副知事 山口 信彦 様

大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会

会長 橋爪 紳也

河川区域の効果的な活用について（答申）

令和 8 年 1 月 29 日付け、河環第 1305-2 号で諮問のあった標記について、下記のとおり答申します。

記

- 1 水辺の賑わい創出事業者の事業評価について
審議の結果、中之島バンクスにおける事業継続は妥当であると判断する。
- 2 水辺の賑わい創出事業者の事業評価について
審議の結果、若松浜における事業継続は妥当であると判断する。
- 3 水辺の賑わい創出事業者の事業評価について
審議の結果、中之島東部における事業継続は妥当であると判断する。
- 4 水辺の賑わい創出事業者の事業評価について
審議の結果、北浜における事業継続は妥当であると判断する。